

# 釜石大槌地区行政事務組合情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

本基本方針は、釜石大槌地区行政事務組合が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 適用範囲

### (1) 適用機関の範囲

本基本方針が適用される適用機関は管理者、監査委員、議会及び組合のすべての機関とする。

### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 3 定義、対策基準等

下記の事項に関することについては、釜石市情報セキュリティポリシー（令和5年釜石市告示第29号の3）の例によることとする。

- (1) 定義
- (2) 対象とする脅威
- (3) 職員等の遵守義務
- (4) 情報セキュリティ対策
- (5) 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施
- (6) 情報セキュリティポリシーの見直し
- (7) 情報セキュリティ対策基準及びその策定
- (8) 情報セキュリティ実施手順及びその策定